

千葉県水道料金減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県水道給水条例（昭和50年千葉県条例第6号 以下「条例」という。）第39条の規定により水道料金を減免する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計量水量 量水器により計量した料金算定の基準となる期間の水量をいう。
- (2) 基準水量 千葉県水道使用水量認定要綱第4条を準用して算定した料金算定基準となる期間の推定水量をいう。
- (3) 更正水量 計量水量から減免すべき水量を差し引いた水量をいう。

(減免の対象)

第3条 条例別表第1に規定する水道料金のうち従量料金は、次の各号の一に該当する場合に減免することができる。ただし、基本料金は、特別の理由があると認められる場合を除き減免しない。

- (1) 水道使用者が管理する給水装置の異状により、漏水が計量水量に含まれていると認められるとき。ただし、水道使用者が適切な管理を怠ったと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 水道工事、給水制限等により、濁水が計量水量に含まれていると認められるとき。
- (3) 消火用、消火演習用及び防火水槽補給水に使用し、消防署の証明があるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、特別の理由があり減免する必要があると認められるとき。

(料金の減免申請)

第4条 千葉県水道給水条例施行規程（昭和50年千葉県水道局規程第1号）第26条に規定する料金等減免申請書は、当該料金を減免する事由が確認された日から2月以内になされたものでなければ受理しないものとする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(料金減免基準)

第5条 第3条第1号に規定する漏水に係る減免は、次の各号に定めるとおりとする

- (1) 発見困難な地下漏水の場合の減免は、次表のとおりとする。この場合において、更正水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

基準水量 (A)	更正水量 (B)	限度水量	減額水量(C)	決 定 額
使用水量認定 要綱第4条の 認定基準を準 用した水量	$A + \frac{(\text{計量水量} - A)}{4} = B$	$A=20\text{m}^3$ ま で $B=40\text{m}^3$	計量水量 － B = C	基本料金＋ 更正水量の 従量料金
		$A=21\text{m}^3$ 以 上 $B=A$ の2 倍		

(2) 地表漏水の場合の減免は、行わない。ただし、発見が困難であるもの、その他特別の事情があると認められるものについては、減免を行う。この場合において、前号の規定を準用する。

(3) 水道局又は指定工事店（以下「局等」という。）が水道使用者から修理を依頼され、局等の都合で依頼日当日又は翌日に修理ができない場合で依頼日の翌日から修理完了時までの漏水量を除外することが適当であると認められるときは、当該相当水量を除外して前2号の規定を準用する。

(4) 次に掲げる場合は、基準水量をもって更正水量とする。

ア 局等が行った給水装置工事のかし担保責任期間中に、当該工事の不備により漏水したとき。

イ 量水器ユニオン及び丙止水栓から漏水したとき。

（料金減免基準外の減免）

第6条 前条に規定する方法により難いと認められる場合は、次の各号のいずれかのうち最も適当と認められる方法により減免するものとする。

(1) 減免しようとする期間の使用状態に最も類似した期間の使用実績とする。

(2) 類似使用者の使用実績を基礎とする。

(3) その他適当な比較事項を基礎とする。

（料金の減免処理方法）

第7条 第4条に規定する料金減免申請書を受理したときは、第3条に規定する減免の対象に該当するかどうかを調査し、減免する必要があると認めたときは、水道料金減免整理簿（様式第1号。以下「整理簿」という。）により水道総務課の課長の決裁を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、濁水が原因による水道料金の減免する場合に、一定地区の使用者に対し同一の事由によるものであるときは、同日扱い分を一括して整理簿に記帳し、整理することができる。

（料金の減免通知）

第8条 前条第1項の規定により水道料金を減免したときは、水道料金減免通知書（様式第2号）より申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行し、昭和60年7月1日以降の使用に係る水道料金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。